

公益財団法人 公益法人協会 第7回理事会議事録

- 1 開催場所 「学士会館」310号室
- 2 開催日時 平成22年6月7日(月) 14時~16時12分
- 3 理事現在数及び定足数
 現在数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 14名
 (出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、鈴木勝治、田中皓、
 土肥寿員、長瀧重信、福原義春、堀田力、水野淳二郎、宮川守久、
 宮川康雄、山本正
 (欠席) 加藤広樹
 (監事出席) 平川純子
- 5 議案
 第1号議案『平成21年度事業報告及び附属明細書の承認』の件 (承認事項)
 第2号議案『平成21年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)
 及び附属明細書並びに財産目録の承認』の件 (承認事項)
 第3号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』
 の件 (決議事項)
 第4号議案『諸規程の制定』の件 (決議事項)
 第5号議案『外部監事との賠償責任限定契約締結』の件 (決議事項)
- 報告事項
 ①評議員の退任について
 ②第6回理事会以降の職務執行の状況について
 ③公益認定等委員会の動向について
 ④認定・認可答申の状況について
 ⑤財務に関する遵守基準について
 ⑥「新しい公共」円卓会議関係
- 6 会議の概要
(1) 定足数の確認等
 冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等
 定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
 議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事及び平川監事とし、議案の審議に移った。
 ①第1号議案『平成21年度事業報告及び附属明細書の承認』の件 (承認事項)
 ②第2号議案『平成21年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認』の件 (承認事項)

評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が連続して行われた。

初めに、理事長より事業報告及び附属明細書案につき説明があった。報告によれば、平成21年度は公益認定による移行初年度であり、民間公益活動の現場の視点から積極的な提言活動を行い、また、法人の円滑な移行に向けた支援活動に全力を挙げて取り組んだ。

具体的には、公1では、出版事業では新刊4点を刊行、非常に多くのアクセスを集めているWebサイトブログ「認定申請日記」とともに、新制度の理解促進と普及定着を図った。

また、公2では、面接相談件数が初めて年間一千件を超える、電話相談も三千件近くまで達した。セミナーでは集客好調な一般研修会に加え、新しい試みとして2か月間の集中講座「認定申請はやわかり塾」を東京、大阪及び名古屋で開講したところ、238名の参加があり、受講団体から移行認定を取得したところがドンドン出てきている。

公3の調査研究及び提言活動では、第二次民間法・税調を立ち上げ、法・税制改正に向けて提言、要望をまとめたほか、民主党のヒアリング、プロジェクト会合などで多くの意見表明の機会を得た。また、認定等委員会事務局の不適切な指導を改めることや審査の簡素化と迅速化に向けた要望活動を精力的に実施した。

管理部門では、会員数は引き続き純増を続けているが、増加の幅は徐々に小さくなっている。

なお、法律に規定された事業報告の附属明細書については「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成しないことが合わせて説明された。

続いて、金沢専務理事より計算書類及び附属明細書並びに財産目録案につき説明があった。報告によれば、平成21年度は事業報告で説明があったように事業全体が非常に好調であり、出版収益は3000万円を超えて過去最高、セミナー収益も5300万円に達した。受取会費の総額も引き続き伸びているが、法人の移行支援のための経費も増加し、正味財産の増加は866万円にとどまった。また、理事長より、財務諸表に対する注記の2については、移行により16年公益法人会計基準を一部変更した、との認識に基づく記載である旨補足説明があった。

次に、議長の求めに応じて、平川監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号議案及び第2号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

<第1号議案>

(太田理事長) 当協会が公開している情報は、新しい法人制度に移行した法人の多

くが一種のサンプルとして閲覧するので細心の注意を払って作成しているが、気がついたことは何でもご指摘いただきたい。

(田中理事) 新法人としての事業報告・決算として大変参考になるが、事前に案を送付しなくてよいか。

(堀田理事) 評議員会の場合は、事前に送付が必要であるはず。

(鈴木専務理事) 評議員会についてはそのとおり。ただし、理事会の場合、開催の5日前までに送付が必要とされるのは、開催日時、場所や目的の連絡だけであり、具体的な内容についての事前送付は強制されていない。

(田中理事) 議案の1号、2号は承認事項とし、また、3号以下は決議事項として分けている。これは何か意味があるのか。

(太田理事長) 法律の言葉をそのまま使うということにした。

(堀田理事) 移行三法が不完全であるゆえ、そのサポートのため空前の繁忙であったと思う。適切な作業対応をされていること、アドボカシーの面でも活動成果を挙げておられることは喜ばしい。ただし、行政の言うことをすべて鵜呑みにし、また、認定を取りさえすればよいという法人の相談に応じているのであれば、これは共益事業になってしまふ。公益法人全体のための改正につなげるという指導態度が、公益法人協会の望ましい態度ではないか。

(太田理事長) この点は一番気をつけているところ。当協会は認定等委員会の出先機関、御用機関ではない。当局が言っていることを右から左へそのまま流すということは一切しておらず、おかしなところは認定等委員会にその都度指摘し、実際に相談等の中で得た要望をどんどん申し入れている。一例を挙げると、病院や福祉施設のように借入金で建て、利益で返済する場合、一度に大きな利益が出てしまうと収支相償にならなくなってしまう。このように、認定等委員会が公表しているFAQなどでも言及されていない盲点については、認定等委員会に逐次改善を要望しており、このケースでは結果として、借入金と設備の因果関係がはつきりしているものについては認めましょう、ということになった。

(堀田理事) 最初から実践の中で貫かれているのであれば、今後も継続していただきたい。それから、今は法人全体が新制度へ移行するという、好機の特殊事情にあるが、これが数年経つて落ち着いてくると、不特定多数者からの寄附金も重要な財源要素になってくるのではないか。会費だけでの運営になってしまふと、公益法人なのにそれでいいのか、ということになる。財務体質については、一般の方の理解と支援を得る、という基盤づくりが必要なのではないか。十分承知であるとは思うが、要望したい。

(太田理事長) ご指摘のとおり、今はいわば特需のようなものと受け止めている。

移行が進めば数年後は、事業収入も会員も減ることが予想される。寄附を集めることに慣れるとの趣旨から、22年度予算では寄附金収益100万円の計画を立て、また、それに先立って規程をつくり、ホームページにご寄附の依頼文を掲載した。

<第2号議案>

(田中理事) 貸借対照表の内訳表は、必要ないのか。

(太田理事長) 収益事業を行っていないので作成しなかった。他の法人の参考に供するサンプルという意味なら、様式として作ってもよかったですのかとも知れないが。

(宮川康雄理事) 公益目的保有財産は、基本財産以外にはないのか。

(太田理事長) 公益事業目的・管理目的で共有しているものがいくつかある。例えば什器備品などである。

(宮川康雄理事) 財産目録で、これが公益目的保有財産だと表示する必要があるのではないか。

(土肥常務理事) 本日の報告事項資料として別にお配りしている、行政庁への提出書類にはきちんと書いている。

(宮川康雄理事) 財産目録あるいは貸借対照表上で、公益目的保有財産の金額が特定できなければならないと理解しているが、どうか。

(太田理事長) 貸借対照表で区分記載することは難しいので、記載するなら財産目録となるが、検討したい。一つの方法として、比率を記載する方法も考慮する。

以上、第1号議案、第2号議案を審議の結果、両案とも原案を承認し評議員会に提出することを出席理事全員一致で可決した。ただし、第2号議案において宮川康雄理事が指摘した財産目録の記載は、必要に応じて修正することが併せて了承された。

③第3号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件（決議事項）

理事長より、定時評議員会を下記要領にて招集するため、定款に基づき本理事会にて決議したい旨の議案説明があった。

日時 平成22年6月25日(金) 14時開始

場所 学士会館(千代田区神田錦町)

目的である事項等 平成21年度事業報告、計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

④第4議案『諸規程の制定』の件（決議事項）

金沢専務理事より「文書管理規程」案及び「有期契約職員就業規則」案につき、それぞれ制定の趣旨及び内容の説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

⑤第5号議案『外部監事との賠償責任限定契約締結』の件（決議事項）

鈴木専務理事より、同案につき説明があった。説明によると、3月18日開催の理事会において協議事項として、理事及び監事の賠償責任限定契約について理事長から、

希望があれば契約を締結する旨説明した。平川監事から希望をいただいたので、本理事会でその契約につき承認の決議を受けたい。契約書は案文のとおりである。この契約書の内容をご承認いただきたいことが一点であるが、さらに定款第40条第2項では「10万円以上で予め定めた額」とあるので、ここで「予め定めた額」を10万円とする決議もお願いしたい。なお、今後も外部理事又は外部監事から個別に希望があれば、その都度個別に、理事会で契約及びその内容につき決議が必要になる。

本議案に関連して、次の補足説明及び質疑応答があった。

(太田理事長) 外部理事・外部監事と契約する際に、一律 10 万円ということは決められていない。定款上では 10 万円以上で個別に理事会が承認した金額ということになる。

(宮川康雄理事) 報酬はゼロだから最低限度額 10 万円が有効だということだと思うが、報酬が 10 万円であればこの金額は使えないという理解でよろしいか。

(太田理事長) その場合は、20 万円までしか減免できないことになる。

以上審議の結果、契約書原案並びに「予め定めた額」を 10 万円とすることを出席理事全員一致で可決した。

(3) 報告事項

①評議員の退任について

理事長より、4月に呉亨鎮評議員が辞任、また、今月の定時評議員会終結の時をもって和泉一巳評議員が辞任する予定があること、この2名の退任により評議員現在数は24名となるが定款による定数下限(20名)を上回っていること、また、評議員会会长に報告したが、評議員補充につき候補者名簿提出の依頼は今のところない旨説明があった。

②第6回理事会以降の職務執行の状況について

理事長より、第5回理事会以降の職務執行の状況につき資料に基づき説明があった。説明の一つとして4月以降、博物館、職能団体、NGO、学協会など法人のグループ別(業態別)情報交換会を数回行っているが、誤った情報により移行認定をあきらめかけている法人に正しい情報を提供、翻意させる効果があったこと、今後も継続することが報告された。

③公益認定等委員会の動向について

理事長より、公益認定等委員会の新人事等について、資料をもとに報告があった。

④認定・認可答申の状況について

理事長より、移行に関する全国の認定・認可及び申請の状況について、資料をもとに報告があった。

⑤財務に関する遵守基準について

土肥理事より、評議員会で決議後に行政府へ提出する事業報告等の提出書類(法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類)を資料として、公益目的取得財産残額等、算出した数値につき説明があった。

⑥「新しい公共」円卓会議関係

理事長より同円卓会議について概略説明があり、続いて福原理事より、第7回、第8回円卓会議出席時に提出した資料等をもとに同会議の経緯等につき説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時12分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成22年6月22日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監 事 平川 純子 

